

議案第六十九号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）
 の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

三田三・四丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された三田三・四丁目地区地区計画（平成二十九年東京都告示第千三百八十三号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門・麻布台地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門・麻布台地区地区計画（平成二十九年東京都告示第千三百八十四号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

三田三・四丁目地区地区整備計画	A地区 A-1区域	一 風営法第二十条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 建築面積が二百平方メートル未満の	十分の三十	十分の五	五千平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数值ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行
-----------------	--------------	--	-------	------	----------	--

備地区・虎ノ門 計地区麻布 画整区布						
C 二 街区	C 一 街区	B 二 街区	B 一 街区	A 街区	B 地区	A 二 A 一 地区
風営法第二条第五項に規定する営業の用に供する建築物					建築物	
					十分の十八	十分の二十二
					十分の六	十分の八
					十分の六	十分の七
計画図に示す壁面の位置の教値。ただし、歩行者等の回遊性、安全性及び利便性の向上並びに環境保全（防音、プライバシー保護等）のために設ける人地盤、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者等の快適性及び安全性を高めるた					者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設けるひさに類するものに給排水並びに給排気施設の部分を除く。	

E街区	D―三街区	D―二街区	D―一街区	C―四街区	C―三街区
<p>めに設けるひ さし、落下防 止柵、防球、 プライバシー 保護等のため に設ける塀等 (パネル、フ ェンス、ネッ ト、腰壁等を 含む。)並び にこれらに設 置される屋根 柱その他これ らに類するも の、建築物の 出入口の上部 に位置するひ さしの部分、 煙突及び給排 気施設の部分 並びに地下鉄 駅出入口施設 並びに公益上 必要な建築物 及びこれらに 付属する管理 上必要な塀そ の他これらに 類するものを 除く。</p>					

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画決定された三田三・四丁目地区地区計画及び虎ノ門・麻布台地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。